



2018年4月25日

各位

会社名 株式会社トランスジェニック
代表者名 代表取締役社長 福永 健司
(コード番号 2342 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 船橋 泰
(電話番号 03-6551-2601)

定款一部変更及び取締役選任に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、定款一部変更及び取締役1名選任の議案を2018年6月20日開催予定の第20期定時株主総会にて付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

(1) 変更の理由

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようになるため、会社法第427条の規定により、定款第28条（取締役の責任限定）および第36条（監査役の責任限定）の規定を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (新設)	第4章 取締役および取締役会 <u>(取締役の責任限定)</u> <u>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第5章 監査役および監査役会 第28条～第34条（条文省略）	第5章 監査役および監査役会 第29条～第35条（現行どおり）

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査役の責任限定)</u> <u>第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

2. 取締役 1 名選任

(1) 取締役選任の理由

当社の経営基盤を強化し、管理体制の充実を図るために取締役 1 名の選任を付議するものであります。

(2) 新任取締役候補者の氏名及び略歴

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
わたなべ かずお 渡部 一夫 (昭和42年12月10日生)	平成 3 年 4 月 安田信託銀行株式会社(現みずほ信託銀行株式会社) 入社 平成13年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成17年 5 月 公認会計士登録 平成25年 7 月 税理士法人トーマツ(現デロイト トーマツ税理士法人) 転籍 平成25年12月 税理士登録 平成29年 7 月 当社入社、当社経理財務部長(現任) 平成29年11月 株式会社TGビジネスサービス取締役(現任) 平成30年 3 月 株式会社安評センター取締役(現任)	100株

3. 定款変更、取締役就任予定

定款変更のための株主総会開催日	平成 30 年 6 月 20 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 30 年 6 月 20 日 (水)
取締役変更のための株主総会開催日	平成 30 年 6 月 20 日 (水)
取締役変更の効力発生日	平成 30 年 6 月 20 日 (水)